

公害診療報酬の請求について

(病院、診療所)

1 公害診療

「公害健康被害補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)」(以下「公健法」)に基づき認定されている、公害健康被害被認定患者へは公害医療手帳を交付しています。被認定患者は、その認定疾病に係る診療・調剤等を受ける際には、この手帳を提示することとなっています。認定疾病に係る公害診療報酬は、他法に優先して公健法が適用され療養の給付(以下「医療費」という)にて全額公費負担となりますので、次により御請求をお願いします。

公害医療機関においては、診療受付時に次の公害医療手帳記載事項を必ず確認してください。

- 「認定番号(横浜-〇〇〇〇)」
- 公害被認定患者の「氏名」、「住所」、「認定疾病の名称」
- 「認定有効期限」

※公害医療機関：認定疾病に係る診療・調剤等を取り扱う保険医療機関及び保険薬局等

2 請求書及び受付期限

(1) 請求書類

- 公害診療報酬請求書(病院・診療所用)
- 公害診療報酬明細書(入院外、入院)

(2) 受付期限

診療月の翌月以降 **【毎月10日(土日祝休日の場合は、各日の直前の平日)】**まで**《必着》**

※公害認定患者への療養手当支給に、明細書の「診療実日数」(証明)が必要となりますので、診療月の翌月に請求いただくようご協力ください。

(3) 提出先

〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10 15階-S
横浜市健康福祉局 健康推進課 公害保健担当

電話 045-671-3824

3 医療費の範囲

認定疾病に係る診療等の対象は次のとおりです。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、移送

4 窓口での医療費の取扱い

認定疾病とその続発症の治療に係る医療費については、その全額を本制度で負担することになっていますので、患者からの徴収は不要です。入院時食事療養費の標準負担額についても同様の

扱いです。なお、被認定者であっても、**認定疾病以外の疾病の治療を受けた場合**及び公害医療手帳の有効期限を過ぎている場合には**本制度は適用されません**ので、必ず分離のうえ他保険等へ請求するようご注意ください。

5 処方せんの取扱い

医療機関が被認定者への投薬のため処方せんを発行する場合には、公害医療に係るものであることが調剤薬局でわかるように欄外に**公害**と表示（他疾病分が混在するときは公害分にアンダーラインを引く、他疾病分を線抹消するなど）するとともに、公害医療手帳の認定番号「横浜〇〇〇〇」を記載してください。

なお、調剤薬局から公害医療の適応として認められない薬剤の請求があった場合には、処方せんを発行した医療機関の診療報酬から査定・減額することとなります。

診療報酬を上回る額の薬剤の減額となる場合、次回以降ご請求いただく診療報酬から減額もしくは本市発行の納付書による戻入となることがあります。

6 公害診療報酬の額の算定

(1) 公害疾患特掲診療費（公害診療独自のもの）

公害疾患特掲診療報酬は、全て1点あたり10円の単価を乗じて算定します。

	名 称	点 数	摘 要
診 察 料	公害疾患相談料 (月2回まで算定)	28点 (280円)	・初診料を算定する初診の日には算定しない。 ・入院中の患者には算定しない。
	公害外来療養指導料 (月1回に限り算定)	510点 (5,100円)	・ <u>初診料を算定する初診の日から1月以内</u> は算定しない。 ・入院中の患者に対して指示若しくは指導を行った場合又は退院した患者に対して退院の日から1月以内に指示若しくは指導を行った場合は算定しない。 ・特定疾患療養管理料、小児特定疾患カウンセリング料、小児科療養指導料、在宅時医学総合管理料及び在宅療養指導管理料を算定している患者には算定しない。
	ネブライザー加算 (月1回に限り加算)	71点 (710円)	・居宅において療養を行っている患者に対し、ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場合に公害外来療養指導料に加算する。
入 院 料	公害入院療養指導料 (1日につき)	75点 (750円)	・病院であって入院期間が3月以内について算定する。
	※認定疾病以外の疾病を主とする入院中は算定できない	125点 (1,250円)	・病院であって入院期間が3月を超えた期間について算定する。
		75点 (750円)	・収容施設を有する 診療所 に収容されている患者の場合に算定する。

清浄空気室管理料 (1日につき)	58点 (580 円)	・環境大臣が定める施設基準に基づいて都道府県知事等により承認された施設の清浄空気室に患者を収容した場合に算定する。
----------------------------	-------------------	---

<請求にあたっての注意点>

- ・患者又はその看護にあっている者等から電話によって治療上の意見を求められて指示した場合には再診料が算定できるが、この場合に指定疾病に関して相談を受けたときには公害疾患相談料も併せて算定できる。
- ・公害外来療養指導料は、認定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養・安静・運動・日常生活その他療養上必要な指示又は指導（温泉療法若しくは気候療法の指示又は喀痰排出訓練指導療法・ぜん息体操療法若しくは呼吸訓練療法の指導を含む。）を行った場合に、算定する。
- ・同一日に再診があってもその都度公害疾患相談料は算定できる。
- ・往診を行った日であっても、公害疾患相談料及び公害外来療養指導料は算定できる。
- ・認定疾病以外の疾病を主とする入院中は公害入院療養指導料が算定されていないため、退院の日から1月以内の日に係る公害外来療養指導料は算定できる。
- ・ネブライザー加算は、公害外来療養指導料の加算であるため、公害外来療養指導料が算定できない初診の日及び退院の日から1月以内は算定できない。
- ・公害入院療養指導料は、入院患者に対して認定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導（在宅酸素療法・喀痰排出訓練指導療法、ぜん息体操療法若しくは呼吸器訓練療法の指導を含む。）を行った場合に算定する。
- ・退院時に在宅酸素療法指導管理料を算定した場合にあっては、退院の日の公害入院療養指導料は算定できない。

(2) 入院中の食事療養に係る診療報酬

入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養の費用額算定表の例により算定した額に、1.2を乗じて行う。

(3) その他の診療報酬

公害疾患特掲診療費以外の診療費に係る診療報酬は、健康保険法等に基づく医科診療報酬点数表の例によって算定した点数に、1点当たりの単価を乗じて行うことになっています。

この場合における1点当たりの単価は次のとおりです。

ア 薬剤料・特定保険医療材料料及び放射線粒子、酸素その他の材料の費用 **1点10円**

イ その他

(ア) 公害診療報酬明細書（入院）（様式第二号（一））により請求する診療費 **1点12円**

(イ) 公害診療報酬明細書（入院外）（様式第二号（二））により請求する診療費 **1点15円**

※診療以外に訪問看護報酬の請求も同時に行う場合は、別途「訪問看護ステーション用」の様式にてご請求書いただきますので、お手数ですが担当あてご連絡ください。

なお、「訪問看護」「訪問診療」については、原則認定等級が【特級及び1級】の場合に算定

できることとなっていますので、事前にお問い合わせください。

1. 公害診療報酬請求書（様式第一号）の記載 診療月毎に作成してください。

(1) 「令和 年 月分」

診療の行われた年月を記載。

(2) 「横浜市公害医療機関番号」

初回請求時は空欄。2回目以降は初回請求分の支払通知に同封の横浜市公害医療機関番号を記入。

(3) 請求欄

ア「件数」

各区分ごとに公害診療報酬明細書の件数の合計を記載。

イ「請求額」

入院分：公害診療報酬明細書(入院)[様式第二号(一)]の「合計」欄⑦

入院外分：公害診療報酬明細書(入院外)[様式第二号(二)]の「合計」欄⑤の当月請求明細書分合計額を記載。

小 計：入院分と入院外分の合計を記載。

療養日数証明手数料：小計の件数×単価(440円)

(明細書上段右側「診療実日数」欄が証明となります。明細書1件につき1件計上)

合 計：小計と療養日数証明手数料の合計額を記載(＝請求金額)

(4) 「令和 年 月 日」

請求書を提出する日を記載(診療月の翌月1日以降)

(5) 「医療機関コード」

保険医療機関指定時に定められた医療機関コード下7桁を記載。

(6) 「所在地 名称」

病院又は診療所の所在地及び名称を記載。

(7) 「開設者・代表者の氏名」

開設者の氏名又は名称及び(役職名+)代表者名を記載し、開設者印(請求印)を押印。

(下記口座名義人と同じ場合は押印省略可)

(8) 「振込先金融機関」

診療報酬の振込先金融機関情報を記載。口座名義人が開設者・代表者の氏名と異なる場合は、(7)の開設者印と同じ印を押印。

※口座名義人は全カタカナで記載、法人名は略語可

2. 公害診療報酬明細書（入院外）（様式第二号（二））の記載について

(1) 「令和 年 月分」

診療の行われた年月を記載。

(2) 「横浜市公害医療機関番号」

初回請求時は空欄。2回目以降は初回請求分の支払通知に同封の横浜市公害医療機関番号を記入

※貴医療機関独自で作成した明細書にて提出される場合も、明細書の右上に必ず公害医療機関番号を記入してください。

(3) 「公害医療手帳の認定番号」。

公害医療手帳の認定番号を記載。

(4) 「氏名」

ア 診療を受けた者の氏名を記載。

イ 「男・女」は、該当する性別を○で囲む。

ウ 「大・昭 年 月 日生」は、該当する元号を○で囲み、生まれた年月日を記載。

(5) 「公害医療機関 所在地 名称」

病院又は診療所の所在地及び名称を、明細書ごとに記載。

(6) 「疾病名」

「(1)」の項：当該被認定者の認定疾病（「公害医療手帳」記載の疾病名）をすべて記載。

「(2)」以下の項：当該診療報酬請求に係る診療の対象とした**認定疾病の続発症の範囲として認められる疾病名**を記載し、**続発症を発症した経緯及び認定疾病との関連性について詳記を添付。** （続発症以外の疾病は記載しないこと）

(7) 「診療開始日」

「疾病名」欄に記載した疾病の診療開始日を、当該疾病名を記載した項に記載。認定疾病が複数ある場合は、「(1)」の項に認定疾病の記号と併せて、それぞれの認定疾病の診療開始日を記載。

(8) 「転帰」

治癒した場合には「治癒」を、死亡した場合には「死亡」を、中止または転医の場合には「中止」をそれぞれ○で囲む。なお「疾病名」の疾病名が複数ある場合は、「疾病名」の該当する番号を記載。

(9) 「診療実日数」

公害認定疾病にかかる診療を行った日数を記載。

また、摘要右側空白部分)の右下にある1～31の数字に認定疾病に係る療養を行った日を○で囲む。

なお、在宅患者訪問看護・指導料、検査等を算定した日に、医師の診療が行われない場合も、診療実日数と数え記載。その際、摘要には医師の診療が行われない日に算定された、在宅患者訪問看護・指導料、検査等の名称を記載。

(10) 公害診療報酬明細書の点数表示について

公害疾患特掲診療費・薬剤料及び酸素その他の材料の費用については「(1点10円)点」に点数を記載。手技料・撮影料等その他の診療報酬については「(1点15円)点」に点数を記載。点数表示欄の黒い部分（網かけの部分）には記載しないこと。

(11) 「③医学管理」

ア 「公害相談」の項には、公害疾患相談料を算定した場合に、その回数及び点数を記載。

イ 「公害外来療養指導」の項には、

(ア) 公害外来療養指導料を算定した場合に、その所定点数を記載。

(イ) 居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザー又は超音波ネブライザ

ーを使用した場合の加算（以下「ネブライザー加算」という）を算定した場合は、当該加算を加算した点数を記載し、「摘要」に（ネブ）の記号を表示。

(ウ) 公害外来療養指導料とみなされる指導料等を算定した場合において、ネブライザー加算を算定した場合は、当該加算の点数のみを記載し、当該加算の基となる指導料等の点数については、「㉓」医学管理」の「その他」の項又は「㉔在宅」の「その他」の項に記載。また、ネブライザー加算を算定した場合にあつては、「摘要」に（ネブ）の記号を表示。

(12) 「㉑注射」

皮下筋肉注射及び静脈内注射を行った場合は「㉑皮下筋肉内」及び「㉒静脈内」の項に、その他の注射を行った場合は「㉓その他」の項に、注射の種類を記して、それぞれ回数及び注射の手技料に係る点数を記載。薬剤料・特定保険医療材料料については、「㉔薬剤」の項に記載し、その内訳については、「摘要」に所定単位当たりの使用薬剤の薬名・使用量及び回数等を記載する。なお、注射の手技料を包括する点数を算定するに当たって、併せて当該注射に係る薬剤料を算定する場合は「㉔薬剤」の項及び「摘要」に同様に記載する。

(13) 「㉕画像診断」

画像診断に当たって薬剤・フィルム等特定保険医療材料を使用した場合は「フィルム等」の項に回数及び点数を記載。

(14) 「㉖その他」

リハビリテーション料を算定した場合は、当該項目、算定単位数及び合計点数を記載するとともに「摘要」欄に実施日数を記載。また、精神科専門療法を算定した場合は、中段に当該項目、回数及び合計点数を記載。

(15) 「摘要」について

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償法等に関する法律に基づく療養の給付との調整について（通知）（平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号）が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載。

(16) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のIIの第3の1及び2に示された相当する項目の記載要領による。

3. 公害診療報酬明細書（入院）（様式第二号（一））の記載について

(1) 「令和 年 月分」、「横浜市公害医療機関番号」、「公害医療手帳の記号番号」、「氏名」、「公害医療機関 所在地 名称」、「疾病名」、「診療開始日」及び「転帰」の記載上の注意事項は、2. の（1）～（8）による。

(2) 「診療実日数」

入院日数を記載。

他保険入院の場合は、診療実日数の上段に入院日数、下段に認定疾病に係る療養を行った日数を [] 書きにし、摘要（右側空白部分）の1～31の数字に認定疾病に係る療養を

行った日を○で囲む。

(3) 公害診療報酬明細書の点数表示について

公害疾患特掲診療費・薬剤料及び酸素その他の材料の費用については「(1点10円)点」欄に点数を記載。手技料・撮影料等その他の診療報酬については「(1点12円)点」に点数を記載。点数表示の黒い部分(網かけの部分)には記載しないこと。

(4) 「㊸注射」

注射の手技料を算定した場合は、注射の種類を記して回数及び注射の手技料に係る点数を記載。薬剤料・特定保険医療材料料については「薬剤」の項に回数及び点数を記載し、その内訳については「摘要」に所定単位当たりの使用薬剤の薬名・使用量及び回数等を記載。

(5) 「㊹画像診断」

画像診断に当たって薬剤・フィルム等特定保険医療材料を使用した場合は「フィルム等」の項に回数及び点数を記載。

(6) 「㊺入院」

ア「入院基本料・加算」の項には、入院基本料に係る1日当たりの所定点数及び日数を「×日間」の項に記載し、それらに乗じて得られる点数の合計を「(1点12円)点」に記載。ただし、入院基本料が月の途中で変更した場合はそれぞれの所定点数と日数について同様に記載。なお、入院基本料と入院基本料等加算を区分して、同様に記載することも差し支えない。

イ「公害入院療養指導料」の項は、入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導を行った場合に、その所定点数を算定。

公害入院療養指導料の点数が月の途中で変更した場合は、入院の日から起算した期間によって定まる1日当たり所定点数及び日数をそれぞれ「×日間」の項に記載し、それらに乗じて得られる点数の合計を「(1点10円)点」の項に記載。

ウ「清浄空気室管理料」の項は、入院患者を当該室に収容した日数及び点数を記載。

(算定においては別途書類の提出が必要)

エ「その他」の項は、特定入院料等を算定した場合に、その点数を「(1点12円)点」欄に記載。また、「(1点12円)点」の項に記載した診療に使用した薬剤等の点数を「(1点10円)点」の項に記載。

(7) 「小計」

「①」欄には「(1点12円)点」の枠に記載された点数の合計を、「②」には「(1点10円)点」の枠に記載された点数の合計を記載。

(8) 「㊻食事」

「基準」の「円×回」の項には、食事算定表の食事療養に係る1食当たりの所定金額及び食事療養を行った回数を記載し、特別食加算を算定した場合には「特別」の「円×回」の項に、食事算定表の1食当たりの所定金額及び特別食を行った回数を記載し、食堂加算を算定した場合には「食堂」の「円×日間」の項に、食事算定表の1日当たりの所定金額及び日数を記載し、それぞれについて、それらに乗じて得られる額を右側の「円」の項に記載。「③」は、食事療養に係る金額の合計を記載。なお、食事療養に係る金額の

合計に1.2を乗じた金額は「⑥」に記載するので注意すること。

(9) 摘要欄について 2. の (14) による

(10) その他 2. の (15) による

7 医療費(診療報酬)の審査及び決定

公害診療報酬明細書は、被認定者の資格、請求点数の確認等、事務点検の後、横浜市公害健康被害診療報酬審査会において、診療内容等について審査を行ったうえで支払額を決定します。

医療費の振込予定日は、請求月の月末です。請求額と支払額とに増減があった場合には、増減通知書において増減額及び増減理由をお知らせします。

また、公害診療報酬明細書に記載不備がある場合又は診療内容等に疑義がある場合には、返戻させていただきますので、必要な修正、説明等の補記を行い再提出してください。

なお、療養の給付に関し必要があると認めるときは、公健法の規定に基づき、報告もしくは診療録その他の帳簿書類の提出等を求め、又は施設に立ち入り、診療担当者等に説明を求める場合がありますので、ご承知おきください。

8 その他留意事項

各添付資料をご参照ください。

(1) **生物学的製剤投与時**は、症状詳記として明細書摘要欄等に次の事項をご記載ください。

ア 「重症」気管支ぜん息である旨の記載

イ 「初回投与年月日」

ウ 「投与前の検査値」 (検査年月日も併記ください)

エ 薬剤ごとの記載検査項目等

一般名(商品名)	分類	検査項目	検査時期	根拠
オマリズマブ (ゾレア)	抗 IgE 抗体	体重、血清中総 IgE 値	初回投与前	添付文書
メボリズマブ (ヌーカラ)	抗 IL-5 抗体	血中好酸球数		添付文書
ベンラリズマブ (ファセンラ)	抗 IL-5 受容体α抗体	血中好酸球数		添付文書
デュピルマブ (デュピクセント)	抗 IL-4/13 受容体抗体	血中好酸球数、血清中総 IgE 値、FeNO のうち1つ以上		添付文書 ※施設要件あり
テゼベルマブ (テゼスパイア)	抗 TSLP 抗体	(血中好酸球数、血清中総 IgE 値、 FeNO 等投与判断となった項目)		添付文書

※生物学的製剤を変更する際は、改めて適切な検査を行い上記記載事項とともに薬剤変更経過等もご記載ください。

(2) **肺炎球菌ワクチン**の接種 (資料1)

肺炎球菌ワクチンが呼吸器の慢性疾患のある患者における感染症の予防に有効であるとされていることから、公害指定疾病の続発症予防として使用される場合は、公害医療の療養の給付の対象とし、公害診療報酬として全額請求できます。被認定者本人の負担はありません。

※算定可能なワクチンは、現在のところ「**ニューモバックスNP**」のみとなります。

※接種に当たっては、添付文書の記載事項に十分留意し、特に再接種を行う場合には、その必要性を慎重に考慮した上で、前回接種から十分な間隔を確保してください。

(3) 「医療情報取得加算」「医療DX推進体制整備加算」等の取り扱いについて

本制度においては**算定できない**こととなっています。詳細は(資料2)をご参照ください。

9 添付資料

- (1) 「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定における肺炎球菌ワクチンの取扱いについて」…資料1
- (2) 「公害診療及び調剤報酬請求における 『医療情報取得加算』 等の取り扱い及び部課名変更について（通知）」…資料2

環企発第 070328001 号

平成 19 年 3 月 28 日

〔最終改正：環企発第 1409091 号〕

平成 26 年 9 月 9 日

公害健康被害の補償等に関する法律
主管部（局）長 殿

環境省 総合環境政策局
環境保健部企画課保健業務室長

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額
の算定方法における肺炎球菌ワクチンの取扱いについて（通知）

標記については、下記のとおりとするので、関係方面への周知方について格段の御配慮を
願いたく通知する。

記

1. 肺炎球菌ワクチンの診療報酬の額の算定について

肺炎球菌ワクチンは、診療報酬の算定方法（平成 20 年 3 月厚生労働省告示第 59 号）
の規定に基づく使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年 3 月厚生労働省告示第 60 号）別
表に収載された薬剤であり、その投与対象は、

2 歳以上で肺炎球菌による重篤疾患に罹患する危険が高い次のような個人及び患者

（1）脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防

（2）肺炎球菌による感染症の予防

①鎌状赤血球疾患、あるいはその他の原因で脾機能不全である患者

②心・呼吸器の慢性疾患、腎不全、肝機能障害、糖尿病、慢性髄液漏等の基礎疾患
のある患者

③高齢者

④免疫抑制作用を有する治療が予定されている者で治療開始まで少なくとも 14 日以
上の余裕のある患者

とされているが、「薬価基準の一部改正について」（平成 4 年 8 月保険発第 123 号厚生省
保険局医療課長通知）により、「本薬剤は、「2 歳以上の脾摘患者における肺炎球菌によ
る感染症の発症予防」に限り保険給付の対象とするものであること。」とされていること
から、公害診療報酬の額の算定においても、同様の取り扱いとしてきたところである。

しかしながら、肺炎球菌ワクチンが呼吸器の慢性疾患のある患者における感染症の予

改正後全文

防に有効であるとされていることから、公害医療の特殊性にかんがみ、指定疾病の続発症予防として使用される場合においては、公害医療の療養の給付の対象とし、公害診療報酬として請求できるものとする。なお、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づき肺炎球菌ワクチンを接種し自己負担分を支払った者に対しては、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成 4 年環境庁告示第 40 号）の範囲において、自己負担分を療養費で支払うこととされたい。

2. 留意点

接種に当たっては、添付文書の記載事項に十分留意すること。特に再接種を行う場合には、その必要性を慎重に考慮した上で、前回接種から十分な間隔を確保して行うことに留意されたい。

各公害医療機関 御中

横浜市健康福祉局健康推進課担当課長

公害診療及び調剤報酬請求における
『医療情報取得加算』等の取り扱い及び部課名変更について（通知）1 医療情報取得加算（旧：医療情報・システム基盤整備体制充実加算）等の
取り扱いについて

令和 6 年 5 月までに送付していたものと一部同様の内容ではございますが、令和 4 年 11 月 8 日に示された環境省による解釈について再度ご連絡いたします。

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号。以下「公健法」という。）に基づく療養の給付の制度においては、電子資格確認の照会先である保険者は存在せず、また、健康保険法に規定する電子資格確認と同様の情報通信の技術を利用する方法によって被認定者に係る診療情報等を提供することはできないことから、前述の電子的保健医療情報活用加算の算定基準の要件を満たさないため、電子的保健医療情報活用加算を算定することはできないこととします。『医療情報取得加算』においては、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和 4 年 9 月 5 日厚生労働省告示第 270 号）により「電子的保健医療情報活用加算」と同様の施設要件が規定されていることから、その取り扱いについては、「電子的保健医療情報活用加算」の取扱いと同様に、公健法に基づく療養の給付の制度においては算定することはできないことといたします。

これに基づき、当市における公害診療及び調剤報酬請求において、『医療情報取得加算』『電子的保健医療情報活用加算』については引き続き算定することができません。

また、令和 6 年度診療報酬改定にて新設された『医療 DX 推進体制整備加算』につきましても同様に算定することができません。

なお、算定済の金額で請求をいただいた公害医療機関様には、返戻させていただくか、内容査定の上、該当の金額を差し引きしてお支払いいたしますので、ご注意ください。

2 部課名変更について

令和 6 年度より、組織・機構改革の為部課名が以下の通り変更となっておりますので、ご各種請求書類を送付いただく際には、宛先についてご注意ください。

旧) 横浜市健康福祉局 地域福祉保健部 健康推進課 (公害保健担当)
↓
現) 横浜市健康福祉局 健康推進部 健康推進課 (公害保健担当)

※電話番号及び住所について、変更はございません。

<お問合せ先>

横浜市健康福祉局健康推進課
公害保健担当

TEL : 0 4 5 (6 7 1) 3 8 2 4